

高槻市 保育の利用選考基準（令和6年4月入所選考～）

基本点数 (A・B)					
	大区分	中区分	小区分	父(A)	母(B)
1	就労・就学 (職業訓練学校含む)	就労・就学	週40時間以上	30	30
			週35時間以上	27	27
			週30時間以上	24	24
			週24時間以上	21	21
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たす)	18	18
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たさない)	16	16
		就労予定・就学予定	週40時間以上	24	24
			週35時間以上	21	21
			週30時間以上	18	18
			週24時間以上	15	15
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たす)	12	12
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たさない)	10	10
		自営	中心者	30	30
			協力者 (販売等接客)	24	24
協力者 (経理事務等)	21		21		
個人事業主 (訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む)				21	21
内職	平均月収2万円以上	13	13		
2	出産	出産の前後	産前6週間 (多胎児14週間) ~ 産後8週間	18	18
3	病気障害	保護者の入院		30	30
		自宅療養	常時安静	24	24
			軽度の家事	18	18
		視覚・聴覚・言語障害の手帳1・2級/精神手帳1級		33	33
		上記以外の身障手帳1・2級/療育手帳A/精神手帳2級		24	24
身障手帳3・4級/療育手帳B/精神手帳3級		18	18		
4	看護等	入院付き添い	常時介護	24	24
			その他	18	18
		自宅介護	常時介護の付き添い	27	27
			その他	18	18
		通園	保護者同伴	30	30
			その他	24	24
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため		30	30
6	求職中			8	8

<次ページに続く>

調整点数 (C・D)				
		内容	父(A)	母(B)
加 点 ・ 減 点 (C)	自営業で確定申告を専従者(103万以上)で申告している場合		3	3
	保護者が入所月中に産休・育休を終了し職場復帰する場合(雇用契約の継続必要) ※保育の実施対象は産後57日目から		2×クラス年齢	
	保護者がともに通勤時間片道90分以上(本人申告欄及び就労証等の通勤経路欄より審査)		1	
	常時保育施設に預けている(1日あたり4時間以上、週4日以上) ※育児休業期間除く		4	
	一時保育に預けている(1日あたり4時間以上、週3日以下) ※育児休業期間除く		2	
	待機	1年単位 ※求職活動及び育児休業期間を除く ※内定辞退時リセット	2×待機年数	
	合計所得192万円以下		4	
	合計所得266万円以下		2	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		10	
	生活保護受給中のひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学・求職中要件で申込の時)		40	
	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学・求職中要件で、自立促進が必要な時)		35	
	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学・求職中要件以外の時)		33	
	生活保護受給世帯(就労・就学要件で申込の時)		10	
	産休・育休に伴い退園した児童が、再度申し込んだ場合(原則雇用契約の継続必要)		12	
	育休に伴い退園した児童の兄弟姉妹(育休中に出生した子含む)が、申し込んだ場合(原則雇用契約の継続必要)		3×クラス年齢	
	申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している		4	
	保育料等を3ヶ月分以上滞納している		▲10	
	同居の者(65歳未満の直系親族に限る)が保育を行うことが可能な場合		▲2	
	現在、認可保育所又は認可認定こども園等に入所しながら転園を希望している		▲6	
	現在、小規模保育事業、事業所内保育事業、高槻認定こども園分室(年度利用保育)、高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用しながら転園を希望している		▲2	
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる		▲100		
加 点 (D)	兄弟姉妹が現在第1希望の保育所に入所している場合		2	
	多胎児(双子等)が同時に申込をする場合(別園申込可、1人増えるごとに1点加算)		2	
	1号認定こどもとして認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合		150	
	地域型保育事業の卒園児童が当該連携施設を希望する場合(当初1次選考の優先枠に限る)		100	
	保護者が保育士等として、市内の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務(予定含む)する場合		10	
	保護者が保育士等として、市外の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務(予定含む)する場合		3	
	保護者が保育士等として、市内の幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室(年度利用保育)、及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)に勤務(予定含む)する場合		6	
	保護者が保育士等として、市外の幼稚園又は企業主導型保育事業に勤務(予定含む)する場合		1	
	高槻市内の小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合(連携施設(枠)がない場合の経過措置として)		8	
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合		8	
現在通っている保育所等が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である(公表後の入所者除く)		8		

※同点の場合は次の順序により優先

- ①保育所の希望順位の高い方
- ②兄弟姉妹が希望保育所に入所している方
- ③1号認定利用施設で利用(予定)がない方
- ④世帯の合計所得の低い方

※ひとり親の場合、父又は母の点数(基本点)にひとり親に関する調整点を加算します。

※連携施設(枠)がない場合の加点(8点)の経過措置期間は、令和6年度末(令和7年度4月利用調整)までとなります(令和5年10月現在)。

※ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので予めご了承ください。